



トピックス P2 春の新生活…こんな消費者トラブルにご注意！

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)

## くらしの 相談窓口 から

### 訪問販売業者から 3日前に購入し使用した布団 ～クーリング・オフできないでしょうか～

相

談

3日前に訪問してきた布団の販売業者から、布団に寝るなどの体験をさせてもらったので、断りきれずにクレジットで購入(26万円)してしまいました。後でよく考えたら高額で不要なので、今日業者にクーリング・オフを伝えたところ、「すでに使用しており、商品として価値がないのでクーリング・オフは出来ない」等と強い口調で言われました。クーリング・オフできないのでしょうか…(60代 女性)

回

答

これは訪問販売で商品を購入し、使用した場合の「クーリング・オフ(※1)」に関する相談です。

商品を使用した場合でも、クーリング・オフは可能です。(※2)

相談者には、クーリング・オフ期間内なので、クレジット会社、販売業者それぞれに、文書で解約通知を出すよう助言しました。

また、相談事例のように事業者から「一度でも使ったらクーリング・オフは出来ない」など虚偽の説明を受けたり、威迫されるなどして契約した場合は、クーリング・オフ期間が過ぎていても、解約できます

のであきらめないことが大切です。万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターに相談してください。



- ※1 訪問販売や電話勧誘販売など法律で定められた取引について、一定の期間内であれば、無条件で解約できる制度(この場合は8日間)。支払った代金は返金され、受け取った商品は業者に引き取ってもらいます。
- ※2 訪問販売や電話勧誘販売で、a)乗用自動車、葬儀など、b)3千円未満の現金取引、c)法律で指定されている消耗品(化粧品など)を使用した場合は、クーリング・オフは適用されません。

## 注意喚起！ 消石灰による目の事故に注意！

消石灰は、肥料用や口蹄疫・鳥インフルエンザなどの消毒用として使用されています。過去には学校や運動場のライン引きにも使われていました。農業や家庭菜園で土づくりのために使用される肥料用消石灰は、酸性の土壌を中和させて作物に適した土壌を作るために用いられる肥料です。しかし、農作業中に消石灰が目に入り、片目を失明するという事故情報が寄せられました。消石灰は強アルカリ性であり、目に入ると危険なものです。農業や園芸には必要なものです。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- 肥料用消石灰を使用するときは、目に入らないよう保護メガネをかけ、皮膚につかないよう保護手袋を着用し、吸入しないよう保護マスク等を着用しましょう。また、飛散しにくい粒状タイプも販売されているので利用を検討しましょう。
- 使用する際だけでなく、飛散して目に入った場合などの応急措置についてあらかじめ覚えておきましょう。目に入った場合は、きれいな水で十分に洗浄し、すぐに医師の診察を受けましょう。皮膚についた場合は、きれいな水で十分に洗い流しましょう。吸い込んだ場合は、うがいをし、気分が悪いときは医師の診察を受けましょう。
- 保管するときは、直射日光など高温になる場所を避け、水気のない換気の良いところに保管しましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp/>



# 春の新生活…消費者トラブルにご注意!

こんにちは

春は新社会人、新入学生の皆さんが新しい生活をスタートさせる季節です。

この季節は、社会経験の少ない若い皆さんを狙った消費者トラブルが増えますので、気をつけましょう!

## 路上で呼び止められて

### キャッチセールス

<化粧品、エステ、絵画、会員サービスなど>

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止めて、喫茶店や営業所に連れて行き、不安をおおるなどして商品やサービスを契約させます。

#### 【事例】

駅前で、アンケートに答えた後、エステサロンに連れて行かれ、「年齢にしては肌が荒れている」と言われ不安になり、高額な化粧品をクレジット契約してしまった。



## 電話・メール等で呼び出されて

### アポイントメントセールス

<アクセサリー、教養娯楽教材など>

「特別モニターに選ばれた」と販売目的を明らかにしないで、電話や郵便で事務所などに呼び出し、商品やサービスを契約させます。

#### 【事例】

ある日、見知らぬ男性から電話がかかり、「懸賞に当選した」と言われ、景品を受け取りに行ったら、高額なネックレスを契約させられてしまった。



## 先輩や友人に誘われて

### マルチ商法

<健康食品、化粧品、浄水器など>

「商品を買って会員になり、他の人を勧誘したらマージンが入る」などと勧誘されます。実際は、人を勧誘できずに多額の借金と商品の在庫が残ります。インターネットでの勧誘も増えています。

#### 【事例】

会員制のブログで知り合った人から、メールで「健康食品を人に紹介して販売しないか、誰でも高収入を得ている」と説明を受け、契約してしまった。



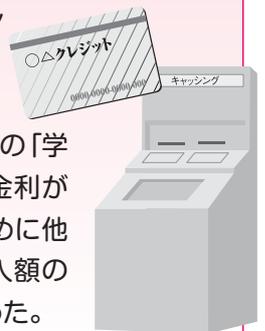
## ローンやキャッシングをして

### 多重債務

多重債務とは、複数の金融業者から借り入れ、返済が困難になった状態をいいます。学生は「学生ローン」等の利用で、また社会人は初めて持つクレジットでの買物のし過ぎや、安易なキャッシング等が原因となる場合もあります。

#### 【事例】

海外旅行へ行くために消費者金融の「学生ローン」で30万円借りました。金利が高く返済できなくなり、返済のために他の業者から借りているうちに、借入額の合計が100万円以上になってしまった。



## トラブルを未然に防ぐためには

- ①知らない人から電話や不審なメールが入ったり、路上等で声をかけられても、安易に応じないこと。不要な勧誘はキッパリと断りましょう。
- ②「特別にあなただけ」「すぐに元がとれる」「楽してもうかる」などの甘い言葉、オイシイ話にはご用心。先輩・友人からの誘いでも、断る勇気を!
- ③消費者金融からの借金、クレジットを利用する前に、支払総額や毎月の返済に無理がないか良く考えてから利用しましょう。
- ④その買い物は本当に必要ですか? 契約はよく検討してから結びましょう。

## 万一、トラブルにあったら…

訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む)、電話勧誘販売や連鎖販売取引(マルチ商法)など、一定の期間内であれば無条件で解約できる「クーリング・オフ制度」があります。また、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。

トラブルに巻き込まれたら、一人で悩まず、早めに家族や消費生活相談窓口にご相談しましょう!

# とやまエコ・クッキング



東日本大震災の発生から1年が経ちました。震災の発生に伴い、あらためて“環境にやさしいライフスタイル”が注目されています。

それでは、環境にやさしい(=エコ)生活とはどのような生活でしょうか。

まずは、身近なところから楽しく環境問題を考えるきっかけとして、「エコ・クッキング」に取り組んでみませんか。

私たち一人ひとりが毎日必ず関わる「食」を通じて、これまでのライフスタイルを見直し、限りある地球の資源を大切に使い、自然環境を守っていきましょう。

## エコ・クッキングとは・・・

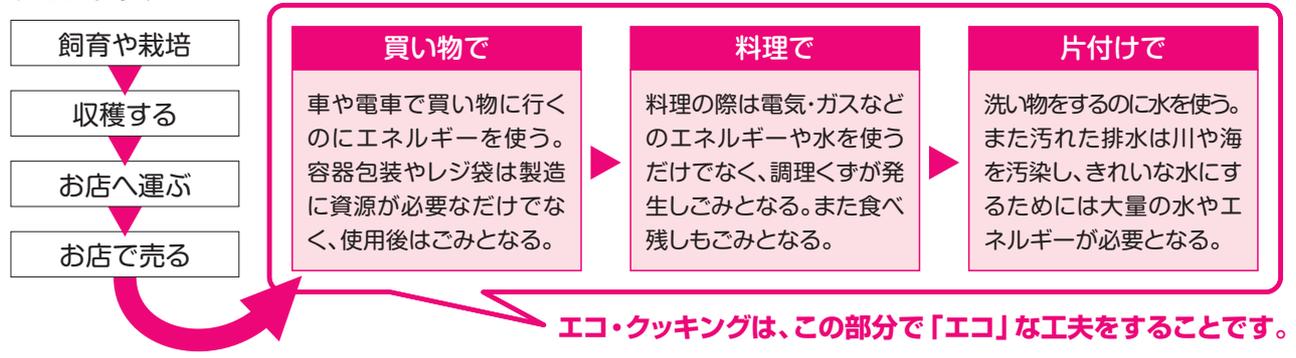
普段私たちが口にしている食べ物は、すべて自然からの大切な恵みです。

エコ・クッキングはこうした恵みへの感謝の気持ちとともに、

環境のことをきちんと考えて「買い物」「料理」「片付け」をする「エコ」なライフスタイルのことです。

### 食べ物が口に入るまでに

食べ物が作られ、それが私たちの口に入るまでには、さまざまな形でエネルギーが使われ、ごみが発生しています。



## はじめよう!エコ・クッキング!!

ごくごく簡単なことから「エコ」は始まります。あなたのお家の「エコ」を、一度チェックしてみましょう!



### 買い物に行くとき

- 旬の地元食材を使う
- マイバッグを持参する
- 必要なときに必要な量だけ買う
- 容器包装の少ない食材を選ぶ



### 料理をするとき

- 段取りを考えて調理する
- 丸ごと・皮ごと、食材を無駄なく使う
- 適切な火加減、ふた・おとしぶたで熱効率を上げる
- 必要な量だけ調理し、食べきれぬ量を盛り付ける



### 片付けをするとき

- 生ごみはチラシのごみ入れ等を使って乾燥させる
- 鍋や食器の汚れはスクレーパーや古布で先に落とす
- 汚れの少ないものから洗い、洗いおけを使う
- 水を出す量に気をつけ、こまめに止める

お問合せ先

富山県生活環境文化部環境政策課 TEL 076-444-3140

エコ・クッキングは東京ガス(株)の登録商標です。

# 「平成24年度 県民提案型消費生活向上事業」募集のお知らせ

消費者トラブルの内容が多様化・複雑化しており、地域の実情にあわせてきめ細かい対応を行うため、県民の発想と手法を活かした消費生活の安定及び向上のための事業を募集します。

- 募集する事業** 消費者トラブルの防止等、地域の消費生活に係る課題や消費生活の安定及び向上のための事業で、平成25年2月28日までに完了するもの
- 募集対象者** 所定の要件に該当する非営利の団体・グループ
- 募集期間** 平成24年4月2日(月)から4月26日(木)まで(午後5時必着)
- 応募方法** 所定の応募用紙に必要事項を記載の上、富山県消費者協会まで持参又は郵送で応募  
※県では、この事業を富山県消費者協会に委託して実施
- 選考方法** 選定委員会において応募書類と面接により選定
- 対象経費** 採択された企画案を提出した団体・グループ等に対し、1団体100万円を上限として、事業実施のために直接必要となる経費(人件費、報償費、需用費など)を富山県消費者協会が負担



平成23年度実施事業より

## 問合せ先

**富山県消費者協会「県民提案型事業」担当**

**TEL 076-432-5690**

詳細は協会ホームページをご覧ください。

<http://www.tomisyokyo.org/> (富山県消費者協会)

## 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

- 富山市消費生活センター(富山市役所内)  
..... ☎076-443-2047
- 高岡市 市民協働課 ..... ☎0766-20-1522  
[消費生活相談コーナー(エルパセオ内)]... ☎0766-28-1141
- 魚津市 市民課 ..... ☎0765-23-1003
- 氷見市 市民課 ..... ☎0766-74-8010
- 滑川市 生活環境課 ..... ☎076-475-2111 (内754)
- 黒部市 市民環境課 ..... ☎0765-54-3198
- 砺波市 生活環境課 ..... ☎0763-33-1153
- 小矢部市 市民協働課 ..... ☎0766-67-1760 (内732)
- 南砺市 住民環境課(井波庁舎) ... ☎0763-23-2035
- 射水市 生活安全課(大島庁舎) ... ☎0766-52-7974
- 舟橋村 総務課 ..... ☎076-464-1121 (内29)
- 上市町 町民課 ..... ☎076-472-1111 (内103)
- 立山町 住民環境課 ..... ☎076-462-9915
- 入善町 住民環境課 ..... ☎0765-72-1100 (内132)
- 朝日町 産業課 ..... ☎0765-83-1100 (内237)

- ◆富山県消費生活センター  
富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)  
消費生活相談 ☎076-432-9233  
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252  
FAX076-431-2631  
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】  
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)  
毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

- ◆富山県消費生活センター高岡支所  
高岡市本丸町7番1号(本丸会館 新館5階)  
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談  
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】  
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

- ◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)  
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。  
☎076-432-5690 午前9時～午後4時

**消費者の安全・安心コーナーホームページURL** <http://www.consumer-toyama.jp/>